

新規採用者事前説明会持参書類等

●全員が用意するもの

①面接個票

- ・北総教育事務所ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、持参してください。

②履歴書

- ・履歴書の用紙は当日配付し、作成してもらいます。
- ・千葉県内の公立学校で講師歴がある方は、学校からもらってきた履歴書のコピーを転記してください。
- ・裏面に赤字で記載するところがあります。
例 平成〇年4月1日から平成〇年3月30日までの期間については厚生年金加入
平成〇年4月1日から平成〇年3月30日までの期間については退職手当支給済
※他県での講師経験、または県内で非常勤経験がある方は辞令に基づいて記載します。
※詳しくは履歴書記入例を参照。

③住民票記載事項証明書

- ・県教委送付の用紙、又は各市町村備え付けの用紙
※転居を予定して住所が未定の場合は、現住所の住民票記載事項証明書を取得してください。学校へ配属された後、学校を通して変更届を提出していただきます。

④誓約書

- ・県教委送付の用紙に必要事項を記入して持参してください。

⑤卒業（修了）証書

- ・高等学校、短期大学、大学、大学院のうち、自分が卒業（修了）したものの全ての証書の原本及びそのコピー
※大学院修了の場合は大学のもので併せて提出してください。
※コピーはA4サイズで提出。原本がA4以外の場合、A4サイズに拡大・縮小してください。
※卒業見込で卒業証書がまだ手元にないため持参できない方は、3月22日（金）、午前10時に以下の場所で卒業証書の確認を行いますので、原本とコピーを持参してください。

千葉県教育庁北総教育事務所別館

〒284-0003 四街道市鹿渡809-2 TEL043-421-0575/FAX043-421-0576

卒業証書を3月22日（金）に持参できない場合は、必ず面接の際に申し出てください。

⑥教員免許状・栄養士免許状

- ・所有する免許状すべての原本及びそのコピー
※コピーはA4サイズで提出。原本がA4以外の場合、A4サイズに拡大・縮小すること。
※免許状の裏面を確認し、授与条件等の記載がある場合は、両面をコピーすること。
※免許更新を経験されている方は、更新講習修了確認書も持参してください。
※取得見込で免許がまだ手元にないため持参できない方は、3月22日（金）、午前10時に以下の場所で免許状の確認を行いますので、原本とコピーを持参してください。

千葉県教育庁北総教育事務所別館

〒284-0003 四街道市鹿渡809-2 TEL043-421-0575/FAX043-421-0576

3月22日（金）にも持参できない場合は、必ず面接の際に申し出てください。

教員免許が確認できない場合、任用することができません。

⑦履歴書用証明写真（カラー写真）

・ 約6 cm×ヨ4.5 cm / 2枚 / 無背景 / （スピード写真不可）

⑧筆記用具等（鉛筆、消しゴム、黒・赤ペン、のり、ハサミなど）

●該当者が用意するもの

⑨職歴証明書

※今現在、千葉県の臨時的任用講師をしている方、または千葉県の臨時的講師を最後に、それ以降、仕事をしていない方は、給与情報が既に県にあるため、不要です。

○必要な方

ア) 市町村で採用された非常勤講師、学習指導員、サポート教員、補助員等をしていた方
採用された市町村の教育委員会に申し込んで作成を依頼してください。

イ) 民間の企業等で働いた方（学校卒業後のアルバイト・パート等を含む）

それぞれの事業所に申し込んで作成を依頼してください。

（事業所ごとに1部必要です。証明書の用紙が足りない場合は、各自でコピーしてください。発行に時間がかかることがあるので早めに申し込んでください。）

※在学中のアルバイトの職歴は不要です。

※詳しくは、「教員採用候補者名簿登載後の手続きについて」の別添6を確認してください。

⑩辞令のコピー 1部

○必要な方

ア) 千葉県公立小・中学校・義務教育学校及び県立学校の臨時的任用講師経験者

イ) 市町村教育委員会非常勤講師経験者

ウ) 私立学校講師経験者

⑪履歴書のコピー 1部

○必要な方

現在、千葉県の臨時的任用講師をしている方（非常勤講師を除く）

※校長の許可を得て、学校に保管してある自分の履歴書をコピーし、持参してください。履歴書の裏面に、赤字で書かれている部分があります。コピーした際に、赤字の部分がわかるようにマーカー等で色づけをしてください。

⑫単位修得証明書 1部

○必要な方

大学中途退学経歴がある方

⑬教育職員免許状授与証明書（原本）

○必要な方

令和5年12月までに「千葉県教育委員会」以外の都道府県教育委員会が発行した、教育職員免許状をお持ちの方

※各都道府県教育委員会ホームページにアクセスし、申し込み方法を確認して、期日までに取得をしてください。

（令和6年1月以降、初めて教育職員免許状を取得する予定の方（取得見込の方）は、「千葉県教育委員会」以外の都道府県教育委員会が発行する見込みであっても授与証明書は必要ありません。）

⑭教員免許状更新に関する証明書の原本とコピー

○必要な方

教育職員免許状の更新、回復、または延期をした方

※原本は確認後、その場で返却します。